

## 仮換地証明書発行に関する取扱い要綱

### (趣旨)

第1条 大阪市が施行する土地区画整理事業に関する仮換地証明書（以下「証明書」という。）の発行については、特に定めるもののほか本要綱によるものとする。

### (証明を請求することができる者)

第2条 証明書は、次の各号に掲げる者に対してその請求により発行する。

- (1) 土地登記簿に現に権利者（仮登記権者及び仮処分権者を含む。）として登記されている者
- (2) 土地区画整理法第85条の規定に基づく権利の申告者
- (3) 前2号に掲げる者の承継人
- (4) その他、施行者が必要と認める者

### (証明事項)

第3条 証明は、請求人が現に権利を有する従前の宅地に対する仮換地及びその仮換地の位置に該当する土地について行うものとする。

### (証明書様式)

第4条 証明書の書式は、様式1号のとおりとする。

### (請求手続き)

第5条 証明書の発行を請求する者は、仮換地証明申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、必要な書類を添付して施行者に提出するものとする。

- 2 申請書の様式は、様式2号のとおりとする。
- 3 第2条第2号に定める者及びその承継人が請求する場合は、申請書中の備考欄に土地区画整理法第85条の規定に基づく権利の申告をした者、又はその承継人である旨を記載するものとする。

### (法人よりの請求)

第6条 第2条各号に掲げる者（ただし、官公署は除く。）が法人の場合は、その代表者（申請地に関する権限を有すると認められる者を含む。以下「代表者等」という。）より請求するものとし、請求人欄に、その代表者等であることの表示及び職・氏名を記載しなければならない。

### (代理人による請求)

第7条 第2条各号に掲げる者の代理人が証明書の発行を請求する場合は、申請人欄にその代理人であることを表示し、かつその代理権限を証する書面を添付するものとする。

(承継人による請求)

第8条 第2条第3号に掲げる者が証明書の発行を請求する場合は、承継人であることを証する書面を添付するものとする。

(原本還付)

第9条 申請人は、前第2条の規定に基づき添付する書面について、原本の還付を請求する場合は、原本を提示のうえ、その写しを添付するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成12年9月21日から施行する。

ただし、改正後の様式による証明書の発行が困難な間は、なお従前の様式によることができるものとする。

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

ただし、改正後の様式による証明書の発行が困難な間は、なお従前の様式によることができるものとする。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、改正後の様式による証明書の発行が困難な間は、なお従前の様式によることができるものとする。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、改正後の様式による証明書の発行が困難な間は、なお従前の様式によることができるものとする。

# 仮換地証明申請書

大阪都市計画事業

地区土地区画整理事業

(申請日)

施行者 大阪市

(申請人)

住 所

代表者 大阪市長

様

氏 名

① 証明が必要な土地	従前地 大阪市			
	仮換地	地区	街区番号	符号
② 使用目的	<input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 融資等 <input type="checkbox"/> その他 ( )			)
③ 提出先	<input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> その他 ( )			)
※備考				

- 「②使用目的」は、登記 融資等 その他から選択し、塗りつぶしてください。その他の場合は具体的な内容を記載してください。
- 「③提出先」は、法務局 金融機関 その他から選択し、塗りつぶしてください。その他の場合は具体的な内容を記載してください。
- 申請人が土地所有者（権利者）以外の場合は委任状が必要です。

<様式2>

# 仮換地証明書

大都整  
第 号

従前の土地							仮換地				仮換地の位置に該当する土地の表示(付近)		
大阪市区		地目	所有権	所有権以外の権利	基準地積 (m <sup>2</sup> )	分割地積 (m <sup>2</sup> )	街区番号	符号	仮換地地積			大阪市区	
町名	地番		登記簿地積 (m <sup>2</sup> )	権利符号					申告又は登記地積 (m <sup>2</sup> )	所有権 (m <sup>2</sup> )	権利符号	所有権以外の権利 (m <sup>2</sup> )	町名
記事													

上記従前の土地に対する仮換地であることについて仮換地指定調書原本と相違ないことを証明します。

年

月

日

大阪都市計画事業

地区土地区画整理事業

施行者 大阪市

代表者 大阪市長

- ・仮換地地積は確定測量の結果多少差異が生じることがあります。
- ・上記の土地を売買するにはこの証明書の他登記簿等を確認してください。

<様式1>